

# 北海道適応策推進チーム設置要綱

制 定 令和5年9月1日

## (目的及び設置)

第1条 北海道内の地域における気候変動適応策実装の推進を目的として、北海道適応策推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。

## (活動事項及び役割)

第2条 推進チームと第7条に掲げる事務局は、次に掲げる事項を行うものとする。ただし、(2)における推進チームの役割は、事務局が作成する気候変動適応の概略を説明する資料への助言とする。

- (1) 北海道内地域の気候変動適応に関する事項
  - ア 地域における適応策の推進状況と課題についての情報収集
  - イ 地域における適応策を促進させるための手法の検討
  - ウ 地域のステークホルダーを対象とした、適応策に関する普及啓発活動（勉強会、セミナー、ワークショップ等）の実施
  - エ 適応策に関する地域への助言
- (2) 気候変動適応の概略を説明する資料の作成と配布。
- (3) 気候変動適応北海道広域協議会への、推進チームの活動方針および活動状況に関する情報共有。
- (4) その他

## (構成)

第3条 推進チームは、別紙1に掲げる気候変動適応に関係を有する者で構成する。

- 2 推進チームには別紙2に掲げるアドバイザーを置く。アドバイザーは必要に応じて追加または変更することができる。
- 3 推進チームには、必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。
- 4 第2条の活動において必要な場合は、有識者等を招聘することができる。

## (庶務)

第4条 推進チームの庶務は、北海道地方環境事務所環境対策課において処理する。

## (会議)

第5条 第2条の活動のために、必要に応じて会議を開催する。

- 2 会議は非公開とする。

(旅費)

第6条 第2条(1)ウのために、構成員に旅費が発生する場合は、「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じて支払いを行う。ただし、旅費の支払いに関して、構成員が受領を辞退した場合は、この限りではない。

(事務局)

第7条 推進チームの事務局は、北海道地方環境事務所内に置く。

附則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(別紙1)

## 北海道適応策推進チーム 構成員

北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 地球温暖化対策課  
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部  
エネルギー・環境・地質研究所 環境保全部 水環境保全グループ  
国立研究開発法人 国立環境研究所 気候変動適応センター  
公益社団法人 北海道環境財団 北海道地球温暖化防止活動推進センター  
環境省 北海道地方環境事務所 環境対策課

(別紙2)

北海道適応策推進チーム アドバイザー

野口 泉

(地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部  
エネルギー・環境・地質研究所 環境保全部 専門研究員)